

第5章 施策の展開

基本目標 1

誰もが住み慣れた地域で共に暮らすために、
地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります

1 健康づくりと介護予防の充実

(1) 健康づくりとフレイル予防の推進

豊かで充実した人生を送るには、心身ともに健康な期間である「健康寿命」を延ばすことが大切になります。そのためには、日頃から「自分の健康は自分で守り、つくる」という生涯を通じた市民一人ひとりの健康づくりの意識と実践が必要です。高齢者の「健康寿命」の延伸のために、個人、地域、行政が一丸となって、健康づくりに取り組むことが重要です。

市では、「第2次鶴ヶ島市健康づくり計画・食育推進計画」に基づき、高齢者が主体的に健康づくりに取り組めるよう、地域全体で支援していきます。

①健康づくりの実践のための取組

【取組概要】

市民の主体的な健康づくりを支援するため、高齢者の特性を踏まえた正しい運動習慣・食生活・口腔の健康などに関する教室、講演会等を開催します。

また、一人でも取り組むことのできるラジオ体操やウォーキングの普及啓発により、毎日気軽に運動する習慣が定着するように取組を推進します。

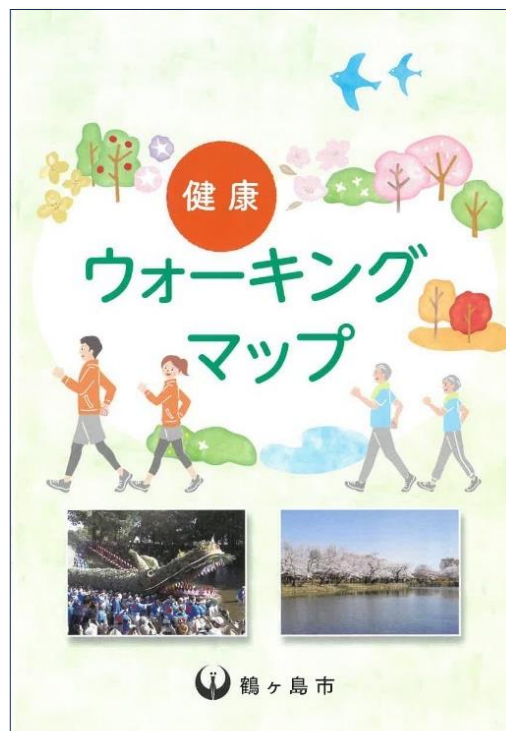
【第9期の方向性】

健康寿命の延伸に向け、市民の主体的な健康づくりを支援するために市民ボランティアや地域団体とともに事業を推進します。

■ラジオ体操の様子



■ウォーキングマップ冊子



②生活習慣病の早期発見・重症化予防のための取組

【取組概要】

健康診査やがん検診等の受診勧奨を行い、受診者の増加を図るとともに、健診結果から必要な保健指導を行い、疾病予防・重症化予防を図ります。

また、生活習慣病予防を目的とした各種健康講座を実施し、市民の健康意識の向上と生活習慣の改善を図ります。

【第9期の方向性】

効果的な受診勧奨を継続して実施することで、特定健診受診者の増加を促進し、適切な保健事業につなぎ、疾病予防及び重症化予防を図ります。

③高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業の取組

【取組概要】

保健師・管理栄養士・歯科衛生士の専門職が、地域の高齢者の通いの場へ出向き、フレイル予防等の講話や健康相談を行うとともに、健康診査の情報を活用し、フレイル状態にある高齢者に対する個別支援を行います。

また、必要に応じて医療機関や地域包括支援センター、介護予防教室等へつなぐ支援をします。

【第9期の方向性】

高齢者がフレイル予防の重要性を理解し、主体的に取り組めるよう、関係課が連携しながら、フレイルの認知度をさらに上げ、フレイル予防の啓発を推進することにより、市民の健康意識の維持・向上を図ります。

④健康づくりを推進する指導者等の人材育成や活動の支援

【取組概要】

健康づくりやフレイル予防を普及啓発するため、運動や食生活、フレイルに関する指導者やサポーターの人材育成及び活動を支援します。

【第9期の方向性】

つるゴン元気体操の普及を進める介護予防ボランティア「つるフィット」や、食生活改善や食育のリーダーとなる食生活改善推進員、フレイル予防を推進するフレイルサポーターの育成を継続し、地域における健康づくり指導者等の活躍の場や新たな担い手の確保を推進します。

⑤感染症対策にかかる高齢者への支援

【取組概要】

コロナ禍後においても、感染症対策の継続を推奨するとともに、予防接種についての情報提供及び接種しやすい環境づくりを推進します。

【第9期の方向性】

感染症予防に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、高齢者インフルエンザワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチン及び带状疱疹ワクチンの接種費用を一部助成することで接種率の向上と感染予防に向けた行動の促進を図ります。

(2) 介護予防事業の推進

高齢者が要支援や要介護の状態にならないように、あるいはその重度化の防止や心身の状態の維持ができ、元気に在宅生活を続けていくためには、それぞれの状態に合った介護予防事業の展開が必要です。

市では、心身の状況等に応じた介護予防教室を開催し、心身機能の維持・向上を図るとともに、セルフケアの意識を高める働きかけを行います。

また、自治会館などで市民主体の介護予防活動の場を拡充することにより、人と人とのつながりがある地域づくりを目指すとともに、体操の指導・サポートを行う介護予防ボランティア「つるフィット」を養成し、地域の身近な場所で介護予防を実践できるよう支援します。

①高齢者実態把握事業

【取組概要】

要支援・要介護認定者を除く75歳以上の高齢者に対して、運動、栄養、口腔、もの忘れなどの調査(基本チェックリスト)を実施し、要支援・要介護に陥るリスクの高い高齢者の実態を把握します。

また、調査の結果をもとに介護予防事業につなぐとともに、必要とされる介護予防サービス等の整備を推進します。

【第9期の方向性】

令和3年度に引き続き、令和6年度も調査を行い、リスクの高い高齢者等を必要な支援につなげていくとともに、第10期介護保険事業計画の策定の基礎資料とします。

②介護予防普及啓発事業

【取組概要】

介護予防に関する情報や知識の普及啓発のため、各種介護予防教室を継続的に開催し、市民の介護予防への理解の促進を図ります。

元気な高齢者には、運動機能や認知機能の維持・向上を目指し、体操教室(はつらつ元気体操クラブ)や認知症予防脳トレ教室等を開催するとともに、シルバーeスポーツの普及啓発に取り組んでいます。

また、運動機能や口腔機能が低下した高齢者には、機能向上などを図るため、体操教室(こつこつ貯筋体操教室)や活動性を高めながら意欲の向上や脳の活性化につながるプログラムを実施する教室(ますます元気教室)を開催します。

【第9期の方向性】

高齢者の運動機能や認知機能の維持・向上を図るため、各教室の実施内容の充実や開催期間の見直しを行い、高齢者への介護予防の普及啓発を図ります。

また、市民の活動を中心とした通いの場へつなげる取組を推進します。

ア 元気な高齢者向け介護予防教室

単位：人

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加人数	533	589	645	725	725	725

イ 機能低下が認められる高齢者向け介護予防教室

単位：人

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加人数	92	72	130	130	130	130

介護予防教室の様子

■はつらつ元気体操クラブ



■こつこつ貯筋体操教室



■ますます元気教室



■認知症予防脳トレ教室



③地域介護予防活動支援事業

【取組概要】

市民センターや自治会館など地域の身近な場所で「市民主体の介護予防活動」を実施する自主グループの立ち上げを支援します。

また、介護予防に取り組みやすい環境を整えるため、通いの場への参加意識の向上を図り、介護予防ボランティア「つるフィット」を養成し派遣するなど、地域の身近な場所で介護予防活動ができるよう支援します。

さらに、自立支援と重度化防止の取組を推進するため、関係機関等と連携して提供体制の強化を図ります。

【第9期の方向性】

介護予防ボランティア「つるフィット」の継続的な養成に取り組むとともに、地域の自治会に対し、事業の継続及び拡大の理解を図ることで身近な地域に通いの場を増やし、高齢者の体力の維持・向上が図れる環境づくりを推進します。

また、リハビリテーション職を通いの場に派遣し、体力テストやつるゴン元気体操の指導を継続的に実施します。

ア 市民主体の介護予防活動の場の支援

単位：箇所

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
活動の場	35	35	32	36	40	44

イ 介護予防ボランティア「つるフィット」の養成

単位：人

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養成人数	7	10	6	10	10	10

ウ 介護予防ボランティア「つるフィット」の派遣

単位：人

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数	67	72	60	67	74	81
派遣延べ人数	959	1,964	2,200	2,400	2,600	2,800

④地域リハビリテーション活動支援事業

【取組概要】

身体機能等が低下している高齢者の居宅等に、介護支援専門員とともにリハビリテーション職等の専門職を派遣し、今後の支援の方向性について助言等を行います。

【第9期の方向性】

自立支援・重度化防止に向けて、専門職による個別支援に加え、地域支援を図る取組を強化します。

単位：回

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
派遣回数	6	1	1	12	14	16

2 介護予防・生活支援サービスの充実

(1) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

要支援者等の多様なニーズに対応するため、専門的なサービスに加え、基準緩和型サービス等の多様な主体によるサービスを総合的に提供し、地域に根差した支援体制の整備を目指します。

また、短期間集中的にケアを行うことにより課題を解決し、通常の生活に戻れるよう支援していきます。

①訪問型サービス（第1号訪問事業）

【取組概要】

自立生活あるいは社会参加の促進を目標とし、居宅において、掃除、洗濯等の日常生活上の援助を受けるサービスです。本市においては、介護予防訪問介護相当サービスのほか、基準緩和型訪問サービスや短期集中型訪問サービスを実施します。

【第9期の方向性】

基準緩和型や短期集中型訪問サービスの周知を図るとともに、実施可能な事業所との調整や対象者の適正な抽出・選定を図り、効果的な事業実施を推進します。

ア 介護予防訪問介護相当サービス

単位：回

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数	6,406	7,045	7,238	7,530	7,832	8,112

イ 基準緩和型訪問サービス

単位：回

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数	7	73	132	360	540	720

ウ 短期集中型訪問サービス

単位：回

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数	24	12	15	48	60	72

②通所型サービス（第1号通所事業）

【取組概要】

身体機能及び生活機能の改善を目標とし、通所介護施設において、機能訓練や日常生活上の支援を提供するサービスです。本市においては、介護予防通所介護相当サービスや短期集中型通所サービスを実施します。

【第9期の方向性】

事業の実施にあたっては、サービス提供事業者との調整を図りながら、効果的な事業実施を推進します。

ア 介護予防通所介護相当サービス

単位：回

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数	16,506	17,822	20,120	24,455	25,326	26,977

イ 短期集中型通所サービス

単位：回

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数	0	0	0	0	0	960

③介護予防マネジメント（第1号介護予防支援事業）

【取組概要】

事業対象者や要支援者に対し、一人ひとりの状況にあわせ地域において自立した生活を送ることができるよう、ケアプランを作成し支援します。

【第9期の方向性】

高齢者の自立支援に向けたケアプランを作成できるよう、介護支援専門員の資質の向上を図ります。

単位：人

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプランを作成している人数	2,124	2,299	2,600	2,860	3,146	3,531

3 在宅医療と介護の連携の推進

(1) 在宅医療と介護の連携の推進

高齢者の多くは基礎疾患を抱えており、日常的に医療機関にかかっている方がほとんどです。心身機能が低下し、日常生活において介護サービスが必要になることも多く、高齢化の進展により、医療と介護の両方の支援を受ける方が増加していくことが見込まれます。

在宅療養者の生活の場において、医療と介護の連携した対応が求められる場面(①日常の療養支援、②入退院の支援、③急変時の対応、④看取り)を意識した取組が必要です。その場面で、在宅医療と介護がそれぞれの役割を分担しつつ、緊密に連携して高齢者とその家族を支え、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、包括的、継続的に在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な取組を推進します。

■在宅医療と介護連携イメージ



出典：在宅医療・介護連携推進事業の手引き

①在宅医療・介護の体制の整備

【取組概要】

本市、坂戸市及び坂戸鶴ヶ島医師会で設置している坂戸市・鶴ヶ島市地域包括ケアシステム推進協議会※において、地域包括ケアシステムの構築に向けての課題の抽出や取組について検討します。

また、在宅医療介護連携推進拠点である「在宅医療相談室」において、家族や関係専門職を含めた相談支援を行います。

※坂戸市・鶴ヶ島市地域包括ケアシステム推進協議会:地域包括ケアシステムの充実に向け、鶴ヶ島市・坂戸市・坂戸鶴ヶ島医師会が連携し、市民や関係機関をメンバーとして在宅医療及び介護の包括的な提供体制の整備、介護予防や生活支援のあり方、認知症施策等を議論する協議会

【第9期の方向性】

高齢者に加えて若い世代にも認知症や在宅医療の正しい知識を普及啓発するとともに、「在宅医療相談室」や「正しい服薬、介護予防などの専門職による出前講座」を周知し、利用促進を図ります。

単位：回、件

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療・介護関係者の研修 実施回数	2	2	2	2	2	2
在宅医療相談室 相談件 数	101	97	100	105	110	115

②在宅医療・介護連携に関する関係機関との連携

【取組概要】

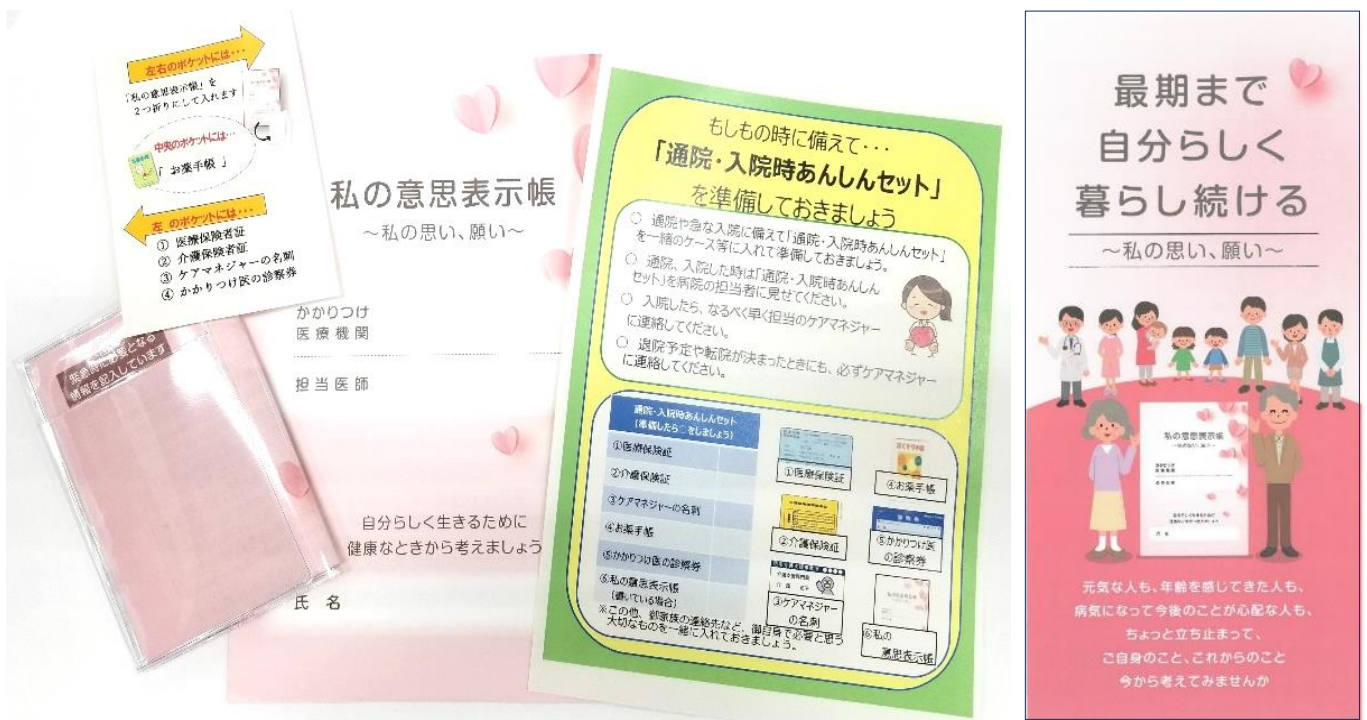
入院の際、早い段階で病院関係者と在宅関係者が患者の情報を共有し、双方が緊密に連携して支援を行うことにより、早期退院と退院後の円滑な生活を送ることができるよう、入退院支援に関して、病院関係者と在宅関係者が合意したルールをマニュアル化し、在宅医療や介護が滞りなく実施されるツールの一つとして活用します。

【第9期の方向性】

令和3年度に定めた医療と介護をつなぐ方法などについて、様々な機会や媒体を活用して介護保険サービス事業所等に周知・啓発を行うとともに、医療機関との情報交換を実施します。

また、市民に向けては、もしもの時に備えて「通院・入院時あんしんセット」の普及啓発を行います。

■私の意思表示手帳、通院・入院時あんしんセット



出典：一般社団法人坂戸鶴ヶ島医師会

③人生会議（ACP）の普及啓発

【取組概要】

人生の終末期における医療やケアの内容について、事前に家族や医師など信頼できる人たちと話し合う「人生会議(ACP)」を、様々な機会・媒体により普及啓発します。

【第9期の方向性】

地域の医師が講師となり、通いの場等で人生会議(ACP)の普及啓発を行う事業を実施します。

4 地域包括支援センターの充実・強化

(1) 地域包括支援センターの機能強化の推進

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とした、地域包括ケアシステムの中核的役割を担う機関です。

その機能を適切に発揮して、地域の多様なニーズに対応できるよう、運営体制の充実・強化を図ります。

①相談支援体制の充実

【取組概要】

地域の高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続していくために、どのような支援が必要かを把握し、介護保険サービスや社会資源が適切に利用できるよう支援します。支援にあたっては、多様化・複雑化している課題に適切に対応できるよう、関係機関と連携します。

【第9期の方向性】

専門職ならではの機能を十分発揮しながら、相談の件数増加、多様化・複雑化する相談支援や地域づくりに対応できる職員の配置及び資質向上を図ります。

単位：件

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談件数	2,806	3,318	3,418	3,521	3,627	3,736

②関係機関との連携強化

【取組概要】

地域の介護支援専門員の支援に取り組み、個別の相談に対応するほか、研修を企画・開催するなどして、地域全体のケアマネジメントのレベルアップを目指します。

また、医療機関を含む関係機関やボランティアなどの地域の多様な主体と連携し、包括的・継続的なケア体制の構築を進めます。

【第9期の方向性】

介護支援専門員等のニーズに合った研修を実施するとともに、介護支援専門員や関係機関とのネットワークの深化を図ります。

③地域包括支援センター業務の点検・評価

【取組概要】

国の評価指標等を用いて、業務の状況を定期的に把握・評価し、業務の質の向上のために必要な改善を図ります。

【第9期の方向性】

国の事業評価を継続し、業務の質の向上に努めます。

(2) 地域ケア会議の開催

【取組概要】

自立支援に向けた適切な支援について検討する「自立支援型地域ケア会議」、問題の解決が困難な高齢者の支援方針について検討する「支援困難型地域ケア会議」を開催します。

会議の開催にあたっては、地域の医療・介護等に関わる多職種が連携・協働して取り組み、自立支援・重度化防止に資する支援の視点を養い、ケアマネジメントの実践力の向上を図ります。

また、会議の機能充実を図り、個別支援を出発点として、地域課題の発見・解決につなげます。

【第9期の方向性】

「自立支援」の理念と会議の趣旨・開催ルールについて、地域の介護支援専門員を含む会議の参加者と共有するとともに、効果的な地域課題の解決を進めます。

単位：回

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数(自立支援型)	10	12	12	12	12	12
開催回数(支援困難型)	9	7	10	11	12	13

5 地域共生社会の構築

(1) 包括的支援体制の構築

【取組概要】

いわゆる「社会的孤立」や「8050問題(80歳代の高齢者が50歳代の引きこもりの子どもの生活を支える問題)」、「ダブルケア(同じ世帯で、中学生以下の子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態)」に代表されるような複数の問題を同時に抱える世帯の増加等、福祉に関する二ーズの複雑化・複合化に対応するため、高齢、障害、子ども、生活困窮などの各分野を包括的に支援する体制を整備します。

【第9期の方向性】

高齢、障害、子ども、生活困窮などの各分野に携わる関係課と本市の現状を整理・共有し、包括的な相談支援体制の構築を図ります。

■包括的な支援体制のイメージ



イラスト：フルタハナコ

出典：第3次鶴ヶ島市地域福祉計画

基本目標 2

誰もが自分らしく安心して暮らすために、
地域で支え合う仕組みづくりを進め、
日常生活を支援します

1 高齢者在宅福祉の充実

(1) 在宅福祉サービスの提供

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、また寝たきりなどの予防や悪化を防止するために、生活支援、介護予防及び介護支援などの必要なサービスを市独自の事業として提供します。

また、これらのサービスは、「鶴ヶ島市の高齢者ガイドブック」を作成して周知を図ります。

①緊急時通報システム

【取組概要】

疾病等が原因で緊急時の対応が困難なひとり暮らし高齢者等の急病や事故等に対応するため、緊急通報装置を設置し、市、地域包括支援センター、消防署、業務委託業者等の関係機関の連携により、速やかに救助・援助活動を行います。

【第9期の方向性】

高齢者に情報を提供し、引き続き、事業を継続していきます。また、ICTの発展・普及により様々な機器が開発されているため、より安心かつ迅速に通報できる方法等の調査・研究を進めます。

単位：件

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置件数	122	113	113	118	120	122

②高齢者等ごみ戸別収集サービス

【取組概要】

ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯及び障害のある方が居住している世帯で、他の福祉サービスでの対応や近隣住民等の協力が得られず、家庭から排出されるごみを所定の場所まで持ち出すことが困難な場合に、戸別に訪問し、ごみを収集します。

【第9期の方向性】

高齢者に情報を提供し、引き続き、事業を継続していきます。

単位：世帯

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用世帯数	26	27	27	28	29	30

③移送支援サービス

【取組概要】

寝たきり等により、家族による移送または一般の交通機関による移送が困難な在宅の高齢者等に対し、専用の移送用車両による外出を支援します。

【第9期の方向性】

高齢者に情報を提供し、引き続き、事業を継続していきます。

単位：人

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	22	19	19	19	22	23

④訪問理美容サービス

【取組概要】

寝たきり等により、理美容店に出向くことが困難な高齢者等の自宅に、理美容師が訪問し、カットのサービスを提供します。

【第9期の方向性】

高齢者に情報を提供し、引き続き、事業を継続していきます。

単位：人

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	21	27	30	32	34	36

⑤配食サービス

【取組概要】

身体的・精神的な事情により、自ら食事の支度を行うことが困難であり、栄養改善が必要と認められる方に、安否確認を含めた配食サービスを行います。

【第9期の方向性】

高齢者に情報を提供し、引き続き、事業を継続していきます。また、対象者の範囲等を拡充し、今まで以上に在宅生活を安心して送ることができるよう支援します。

単位：人

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	22	23	28	40	40	40

⑥生活・介護支援ショートステイ

【取組概要】

要介護認定で「非該当」と判定された方及び要介護認定に反映されない心身の状況がある方（生活支援ショートステイ）並びに要介護認定のある方で、介護保険制度の法定給付以外に緊急一時的に入所が必要とされる特別な状況がある方（介護支援ショートステイ）には、介護老人福祉施設などへの入所を支援します。

【第9期の方向性】

高齢者に情報を提供し、引き続き、事業を継続していきます。

単位：人

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入所者数	0	2	2	2	2	2

⑦高齢者補聴器購入費の一部助成

【取組概要】

聴力の低下により日常生活に支障を来している高齢者に対し、補聴器の購入費の一部を助成することにより、コミュニケーション能力の向上を図り、認知症予防及びフレイル予防に有効な社会参加を促進し、高齢者の生活の質の向上を図ります。

【第9期の方向性】

「聞こえ」に関する学習会等の開催や関係機関との連携により、事業の周知及び利用促進を図ります。

単位：件

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件数	—	—	—	40	40	40

(2) 介護者（ケアラー）への支援

高齢者を介護する家族の中には、自分の介護方法が適切なものなのか、また、より良いものとするにはどうしたら良いのか等、様々な不安や疑問を抱えている方がいます。また、自分が介護を行わなければならないという使命感から、介護サービスを利用せずに、自ら抱え込んでしまう方もいます。

在宅介護実態調査によると、主な介護者の年齢は60代以上が6割以上を占めており、老々介護の実態がうかがえることから、家族介護者の負担軽減や介護者自身の介護予防等も重要な課題となっています。

引き続き、家族介護教室を開催して介護知識・技術の普及を図るとともに、介護負担の軽減となる取組を推進します。

①介護者（ケアラー）支援の推進

【取組概要】

埼玉県ケアラー支援条例に基づき、埼玉県や関係機関及び民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、介護者(ケアラー)が孤立することのないよう、地域全体で総合的な支援を推進します。

【第9期の方向性】

ケアラーが孤立することのないよう、ケアラー同士の交流の場を周知し、気軽に相談できる体制の充実を図ります。

また、ヤングケアラーについて、多機関の連携により早期発見・早期対応を図るとともに、周知啓発や見守り活動の充実を図ります。

②家族介護教室

【取組概要】

高齢者の状態の維持・改善を図るための適切な介護知識・技術を習得する教室の開催や、外部サービスの適切な利用方法の周知啓発を行い、介護者の負担の軽減を図ります。

【第9期の方向性】

家族介護者支援を担うことができる地域資源(介護保険サービス事業所等)と連携しながら、家族介護者のニーズに合った教室を実施します。

単位：回

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	2	4	3	8	8	8

③徘徊高齢者見守りシール配付事業

【取組概要】

認知症などにより徘徊行動のある高齢者等(若年性認知症の方や高次脳機能障害の方を含む)に対し、QRコードが印刷された見守りシールを配付します。

【第9期の方向性】

高齢者に情報を提供し、引き続き、事業を継続していきます。

単位：人

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	14	18	19	20	23	25

④紙おむつ給付事業(特別給付費)

【取組概要】

在宅の寝たきり高齢者や認知症高齢者で常時失禁の状態にある方を対象に紙おむつの購入費用の一部を助成します。

【第9期の方向性】

高齢者に情報を提供し、引き続き、事業を継続していきます。

単位：人

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	75	76	67	77	87	97

⑤家族介護慰労金の支給

【取組概要】

要介護4・5の状態となった高齢者を介護保険の制度を利用せず、1年間介護した家族の方に慰労金を支給します。

【第9期の方向性】

高齢者及びその家族に情報を提供し、引き続き、事業を継続していきます。

単位：件

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給件数	1	4	3	5	6	7

2 地域による支え合いの促進

(1) 生活支援体制整備の推進

【取組概要】

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者が増加する中においても、高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくために、市、社会福祉協議会、生活支援コーディネーター(地域包括支援センター)の連携により、包括的支援体制の構築に向けた調整や地域課題の解決のための資源開発などを行い、個別支援から地域支援まで一体的な取組を推進します。

【第9期の方向性】

市、社会福祉協議会、生活支援コーディネーターが連携し、様々な地域団体の参加のもと、地域の課題を共有して、その解決に向けた会議の場である協議会を開催し、地域の社会資源の発掘や創出、マッチングなどの取組を進めます。

単位：回

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1層生活支援体制 推進協議会開催回数	1	1	1	1	1	1
第2層生活支援体制 推進協議会開催回数	1	5	4	4	4	4

(2) 多様な主体による支え合い活動の促進

①社会福祉協議会の支援

【取組概要】

住民参加型在宅福祉サービスの支援や福祉教育活動の支援など、今後も市と社会福祉協議会との連携を一層密にし、社会福祉協議会が地域福祉推進の中核的な組織として重要な役割を果たし、機能を強化していくことを支援します。

【第9期の方向性】

地域福祉の推進には、社会福祉協議会との連携が必要不可欠であるため、安定した事業運営ができるよう、引き続き、社会福祉協議会を支援します。

②自治会・地域支え合い協議会等の支援

【取組概要】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、自治会や地域支え合い協議会等が主体となった助け合いの仕組みづくりを支援します。

【第9期の方向性】

役員の負担軽減のための自治会回覧の電子化などの研究や、人材発掘につなげるための時代の流れに沿った新たな取組を示していきます。

③企業・事業所等との連携

【取組概要】

市内の企業・事業所等が自らの専門性を生かし、社会貢献に向けた取組を推進することで、地域の高齢者や介護者がいきいきと安心して暮らしていくことができる地域づくりを推進します。

【第9期の方向性】

介護保険サービス事業所等と地域課題を共有し、地域の交流の場の創出や家族介護教室の開催など、事業所が持つ専門性を生かした取組を進めます。

(3) 高齢者等の見守りの推進

【取組概要】

公共機関、市民、事業者等が、日頃の生活や仕事の中で高齢者等の見守りや声かけを行い、気がかりな高齢者等がいた時は、地域包括支援センター等へ報告する「鶴ヶ島市見守りネットワーク」の取組を推進します。

このネットワークは、消費生活センター等と連携を図り、「消費者安全確保地域協議会」の機能を併せ持つことにより、悪徳商法や契約トラブルなどに対して、市民が安心して豊かに暮らせるよう、様々な相談に対応するとともに、被害を未然に防ぐために、講座の開催など啓発活動にも取り組みます。

【第9期の方向性】

連携する協力機関の拡大を図るとともに、ネットワークの推進に資する研修の充実を図ります。

(4) 地域福祉活動の担い手の育成

【取組概要】

高齢者自らが地域福祉活動の担い手となり、いきいきと楽しく充実した生活を送ることができ、地域社会の実現に向け支援に努めます。

【第9期の方向性】

関係機関や様々な地域団体と協力しながらサービスの開発を進め、地域福祉活動の担い手の育成に努めます。

3 認知症高齢者を支える地域づくりの推進

後期高齢者の増加等に伴い、今後、認知症高齢者は増加していくことが予想されており、認知症予防と合わせて、認知症になっても安心して暮らしていくことができる地域づくりを推進していくことが重要です。

国では「認知症施策推進大綱」を策定し、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることのできる社会を目指すために、認知症の人や家族の視点を重視しながら認知症施策を推進していくこととしています。令和5年には、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした認知症基本法が公布されています。

本市においても、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを展開していくため、地域の実情に応じた認知症施策の推進を図ります。

(1) 認知症等に対する理解の促進

認知症の方が、尊厳と希望をもって認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会で暮らしていけるように、認知症講演会、介護予防教室、地域の通いの場等において、認知症に関する情報の提供を積極的に行います。また、地域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を引き続き行います。

① 認知症等の正しい知識の普及啓発

【取組概要】

認知症に対する偏見を無くすとともに、認知症の初期の段階から適切な診断や対応が行えるよう、正しい知識の普及啓発や地域で支えていく環境づくりを推進します。

また、併せて若年性認知症や脳卒中の後遺症等による高次脳機能障害に対し、関係課が連携し知識の普及啓発や支援に取り組みます。

【第9期の方向性】

認知症が心配になったときや診断されたとき、症状の変化に合わせてどのようなサービスや支援があるのかを分かりやすくまとめた「認知症ケアパス」を作成し、幅広い世代の市民に対して普及啓発を推進します。

また、埼玉県や関係課等と連携し、若年性認知症や高次脳機能障害のある人の支援を行います。

② 認知症サポーターの養成

【取組概要】

地域住民や企業、学校、商店などに、認知症についての正しい知識・理解の普及を図り、認知症の方とその家族を地域で支えるため、認知症サポーターの養成を行います。

【第9期の方向性】

認知症サポーター養成講座等を実施するとともに、認知症サポーターが活躍できる場所へつながり取組を行います。

単位：人

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座受講者数	431	430	430	430	430	430
認知症サポーターフォローアップ講座受講者数	0	43	20	25	25	30
認知症ステップアップ講座受講者数	—	—	—	5	5	5

(2) 認知症予防に向けた取組

認知症予防とは、認知症にならないという意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を穏やかにする」という意味です。認知症高齢者を早期に発見し、早期治療につなげる地域の見守り体制の充実や「認知症バリアフリー」の取組を推進します。

①認知症予防活動の推進

【取組概要】

認知症の予防には、適度な運動習慣やバランスのとれた食事、社会参加による孤立の解消等が効果があると考えられています。身近な地域に通いの場を増やし、認知症高齢者等を支える地域のネットワーク体制の強化を図ります。

【第9期の方向性】

コロナ禍により休止している地域の通いの場やオレンジカフェの再開支援を行います。

また、介護保険サービス事業所等によるオレンジカフェ開催協力を調整し、認知症の正しい知識の普及啓発を図り、見守りや相談体制を強化します。

②認知症地域支援推進員の配置

【取組概要】

「認知症地域支援推進員」を地域包括支援センターに配置し、医療機関や介護保険サービス事業所、地域団体と連携するとともに、認知症の方やその家族を支援する相談業務やオレンジカフェの運営支援、認知症に関する普及啓発など、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進します。

【第9期の方向性】

医療機関や介護保険サービス事業所等との連携を促進しながら、地域の実情に応じた支援や相談会を実施します。

③認知症初期集中支援チームの設置

【取組概要】

認知症または認知症が疑われる方やその家族に対し、早期診断・早期対応に向けた支援を行うため、認知症サポート医・社会福祉士等の専門職による「認知症初期集中支援チーム」において、適切な医療・介護サービス等に速やかにつながります。

【第9期の方向性】

認知症の早期診断・早期対応に向けた支援を実施する際の事務手続きを見直し、適切な医療・介護サービス等に速やかにつながります。

(3) 認知症高齢者への支援体制づくり

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、できないことに目を向けるのではなく、できることやできる可能性のあることに目を向けながら、その人らしく生活できるように支援していく体制を構築し、認知症の方(若年性認知症の方や高次脳機能障害の方を含む)やその家族等の負担の軽減を図ります。

①オレンジカフェ（認知症カフェ）の開催

【取組概要】

認知症の方やその家族、地域住民、専門職などが集い、交流や情報交換ができる場であるオレンジカフェ(認知症カフェ)の開催や運営を支援します。

【第9期の方向性】

オレンジカフェを市内全域にバランスよく設置できるよう、企業や介護保険サービス事業所等と調整し、新規の開催会場の確保に努めます。

また、認知症サポーターが活躍できる仕組みづくりを進めます。

単位：箇所

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置数	8	7	7	11	15	19

②チームオレンジの設置

【取組概要】

認知症の方やその家族が必要とする支援ニーズと認知症サポーターをつなげる仕組み(チームオレンジ)の設置に向けた取組を推進します。

【第9期の方向性】

認知症サポーターのスキルアップを図りながら、チームオレンジコーディネーターを中心に、認知症サポーターが地域の担い手として活躍できる仕組みづくりを令和7年度末までに進めます。

(4) 認知症対応型グループホームへの入居支援

認知症になっても地域で安心して暮らしていくことができるよう、認知症対応型共同生活介護事業者に対して家賃等を助成することにより、生活保護受給者を含めた低所得者の住まいの確保と施設の安定的な運営を図ります。

①認知症グループホーム家賃等助成事業

【取組概要】

認知症対応型共同生活介護においては、居住費(家賃・光熱水費等)や食糧費は介護報酬に含まれておらず、利用者から徴収しているため、当該費用の負担が困難な低所得者に対して負担軽減を行っている事業者を対象に助成を行います。

【第9期の方向性】

第9期計画から開始する新規事業(地域支援事業における任意事業の一つ)であり、制度の周知及び利用促進を図ります。

4 権利擁護支援の推進

(1) 高齢者虐待の防止

①虐待の早期発見・早期対応

【取組概要】

市民に対し高齢者虐待に関する知識の普及啓発を行い、早期発見に向け、地域全体で見守る体制づくりに努めます。

また、虐待が発生した場合に、速やかに対応できるよう、他機関との連携を図ります。

【第9期の方向性】

虐待の未然防止や早期発見のため、「鶴ヶ島市見守りネットワーク」による見守り体制の充実や研修会を開催します。また、施設設置権者による施設監査等の機会を捉えて、施設内研修の実施状況等を確認します。

虐待が発生した際には、介護保険サービス事業所や警察等と連携し、迅速かつ適切に対応していきます。

②養護者支援

【取組概要】

高齢者虐待防止に向けては、高齢者や養護者のみの問題として捉えるのではなく、家族全体の状況からその家族が抱えている問題を理解し、高齢者や養護者、親族等に対する支援を関係機関の連携により推進します。

【第9期の方向性】

養護者による虐待防止に向けて、虐待に関する知識や介護技術の普及啓発を図るとともに、養護者の負担軽減等に努めます。

(2) 成年後見制度の利用促進

高齢化や核家族化が進んでいる中で、判断能力が不十分な高齢者等が多岐にわたる支援を受けながら、住み慣れた地域で尊厳をもってその人らしく安心して暮らすことができる取組を行います。

令和3年度に「鶴ヶ島市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、安心して成年後見制度を利用できる環境の整備などを進めてきました。その上で、新たな基本計画を定め、更なる事業の推進を図ります。

◆第二期鶴ヶ島市成年後見制度利用促進基本計画◆

1 成年後見制度利用促進基本計画の目的

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でなくなった場合でも、本人の意思決定を重視した身上保護や財産保護のもと、個人の尊厳にふさわしい生活を保障し、地域共生社会の実現に向けて権利擁護支援を推進することを目的とします。

2 成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項において、市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされており、本計画はこれに位置づけられます。

3 現状と課題

鶴ヶ島市では、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする鶴ヶ島市成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。この計画に基づき成年後見制度利用促進協議会及び中核機関を設置し、成年後見制度の広報活動、地域ネットワークの整備に向けた研修会などの取り組みを行ってきました。取り組みを通じて相談件数の増加や地域の専門職などとの関係性の構築が進んだ一方、成年後見制度の認知度はまだ低く、制度を利用するメリットを理解していない方が多くいるものと推察されます。

国においては、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする第二期成年後見制度利用促進基本計画が策定され、地域共生社会の実現に向け、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実など、利用促進の取り組みを更に進めることが示されました。

国の計画や市の取組の進捗状況等を踏まえ、任意後見制度を含めた成年後見制度の普及啓発や地域連携ネットワークの更なる推進に取り組んでいく必要があります。



出典 第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について（厚生労働省）

4 施策展開

(1) 地域連携ネットワークづくり

ア 地域連携ネットワークづくり

権利擁護支援を必要とする方を含めた全ての人が、自分らしく日常生活を送り地域社会に参加できるよう、地域住民や福祉、行政、司法、民間団体など、多様な分野や主体が連携する仕組み（地域連携ネットワーク）を整備していく必要があります。

令和3年度から5年度までの間は、研修会や学習会、専門職との情報交換会を行いました。今後も権利擁護支援を行う支援者、中核機関、協議会が連携し、権利擁護支援を行います。

イ 意思決定支援の促進

意思決定支援は権利擁護支援における重要な要素です。後見人のみならず、日常的に本人に関わる様々な関係者がチームとなり、意思決定支援を理解し、実践することが重要です。研修などを通じ、幅広い関係者に対して継続的な普及啓発に取り組みます。

(2) 中核機関の強化

ア 中核機関・協議会の運営

中核機関は、鶴ヶ島市から鶴ヶ島市社会福祉協議会へ業務委託し、令和3年10月1日に社会福祉協議会権利擁護支援センター内に設置しました。

成年後見制度利用促進協議会は、令和3年4月1日より専門職や学識経験者などで構成し、会議を行ってきました。中核機関・協議会が連携し、意見を出し合いながら鶴ヶ島市の権利擁護支援の更なる普及に努めます。

イ 広報機能

・成年後見制度の普及啓発

市民アンケート調査（※）の結果により、成年後見制度の認知度が低下したことから、広報について更なる取り組みが必要です。パンフレットの活用や研修会等を開催し、積極的に普及啓発を行います。

■ 数値目標

	区分	現状値	目標値
成年後見制度の認知度	高齢者	(令和4年) 24.0%	(令和7年) 35.0%
	障害者	(令和5年) 32.9%	(令和8年) 35.0%

※高齢者…介護予防・日常生活圏域二エズ調査

障害者…障害者福祉についての市民意識調査

・任意後見制度の利用促進

高齢化の進展や少子化に伴い、単身世帯が増加しています。また、身寄りが無い、地域との関わりが薄いなど地域社会から孤立する人が増えていることから、あらかじめ自ら人生設計をし、本人の意思が反映できる任意後見制度の活用が必要となってきます。任意後見制度が多くの人に認知されるよう普及啓発に取り組みます。

ウ 相談機能

中核機関が設置され、相談窓口が明確となったことで、多くの相談が入っています。引き続き専門職を配置し、幅広く相談が受けられるよう取り組みます。

エ 利用促進機能

・受任者調整機能

令和5年度まで、受任者となる専門職との関係づくりなどを段階的に取り組みました。市長申立てのケースや中核機関に相談があったケース、鶴ヶ島市社会福祉協議会の法人後見から市民後見人等への移行などを想定し、受任者調整を行います。

・市民後見人の養成・活動

鶴ヶ島市では令和5年4月1日現在、39名の市民後見人養成講座の修了者が、鶴ヶ島市社会福祉協議会の法人後見や日常生活自立支援事業の支援員として活動しています。今後は、継続して養成を行いながら、家庭裁判所から市民後見人として選任され、活動できるよう取り組みます。また、養成講座修了者の活動の場が更に広がるよう検討します。

■数値目標

市民後見人の 活動人数(累計)	現状値	目標値
	令和5年度	令和8年度
	0名	3名

・日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

日常生活自立支援事業等の利用者が、成年後見制度にスムーズに移行できるよう支援します。

オ 後見人支援機能

現在、中核機関において成年後見人等からの相談を受けています。今後、市民後見人の活動も見込まれることから、後見人が相談しやすい環境を作るなど、後見人を支援します。

(3) 成年後見制度利用支援事業の推進

ア 市長申立ての実施

成年後見人等が必要な状況で、本人申立てする判断能力がない、申立て可能な親族がない、申立て可能な親族がいても関与を拒否する、その他市長が認めたものなど、申立てが困難と考えられる様々なケースに対し、市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行います。

イ 報酬助成の実施

成年後見人等に対する報酬を負担することが困難な場合、その費用を助成します。助成対象者を市長申立て以外の利用者や後見監督人に拡大し、多くの方が成年後見制度を利用できるよう支援します。

5 安心・安全な生活環境の推進

(1) 高齢者のための居住環境の確保

高齢者の住み慣れた地域での生活の継続を基本とし、介護サービスの必要性など本人の状況に応じて、様々な形態の住まいが提供できるよう、各種社会資源を活用し、住まいの確保・環境づくりを図ります。

① 養護老人ホームへの入所措置

【取組概要】

65歳以上で、日常生活を営むのに支障があり、心身の状況、その置かれている環境上の理由や経済的な理由などを総合的に勘案し、養護老人ホームへの入所措置を行います。

【第9期の方向性】

引き続き、利用希望者の心身や生活の状況に応じ、入所措置を行います。

単位：人

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	4	4	3	2	2	2

② 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の設置状況

【取組概要】

有料老人ホームは、老人福祉法に規定された届出制の施設で、食事その他の日常生活上必要なサービスを提供します。事業者が介護保険サービスを提供する「介護付有料老人ホーム」と、必要に応じて入居者自身が外部のサービス事業者と契約して介護保険サービスを提供してもらう「住宅型有料老人ホーム」があります。

サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定された登録制の住宅で、住宅としての居室の広さや設備、バリアフリー等の設備のほか、安否確認や生活相談等の介護・医療・生活支援に関するサービスを提供することにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えた住宅です。

事業者による届出・登録の推進により、高齢者が安心して暮らせる住まいの普及を目指します。また、施設を所管する埼玉県との情報連携を強化して、施設の適切な設置及び運営に努めます。

【第9期の方向性】

引き続き、埼玉県との情報連携を図り、事業者の適正な届出・登録が行われるように努めます。

■設置状況及び予定

施設の種類	現況	設置予定		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護付有料老人ホーム	8か所 (定員526人)	—	—	—
住宅型有料老人ホーム	4か所 (定員250人)	—	—	—
サービス付き高齢者向け住宅	4か所 (戸数175戸)	—	—	—

(2) つるバス・つるワゴンの利用促進

【取組概要】

市内の公共交通である「つるバス・つるワゴン」を無料で利用することができる特別乗車証を交付し、高齢者の外出を支援します。

【第9期の方向性】

事業の周知啓発及び必要に応じて利便性の向上に向けた検討を行います。

また、特別乗車証を提示することで各種サービスを受けることができる外出応援ショップの登録店舗の拡大を図ります。

単位：人

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新規発行数	728	827	760	700	650	600

(3) 防災対策の推進

①避難行動要支援者対策の推進

【取組概要】

災害が発生または発生するおそれのある場合に、自力で安全な場所へ避難することが困難な高齢者等を対象とした「避難行動要支援者名簿」を作成し、該当者の同意を得て、避難支援関係者に名簿情報を提供します。

また、災害時等の避難支援をより実効性のあるものとするため、関係課及び関係者・関係団体、自主防災組織の連携により、「個別計画」の作成を推進します。

【第9期の方向性】

関係課と連携を図り、「避難行動要支援者名簿」の適宜作成・更新を進めるとともに、「個別計画」の作成を推進します。

②福祉避難所対策の推進

【取組概要】

災害時に福祉避難所を円滑に開設できるよう、関係課・関係団体と連携し、開設訓練等を実施します。

また、社会福祉施設と協定を締結している「災害時における社会福祉施設への要配慮者の受入れに関する協定」について、協定先の拡大を図ります。

【第9期の方向性】

災害時において速やかに福祉避難所を開設できるよう、開設訓練を実施するとともに、協定先の拡大を図ります。

(4) 高齢者にやさしいまちづくりの推進（バリアフリー等）

高齢者等が気軽に出かけられるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。

①公共施設などのバリアフリー化の促進

【取組概要】

公共施設など高齢者等が利用する施設の段差解消など、安全で安心なバリアフリー化を促進します。

【第9期の方向性】

必要に応じて、バリアフリー法や埼玉県福祉のまちづくり条例等に基づき、施設の改修を行います。

②バリアフリー意識の啓発

【取組概要】

バリアフリー化の実現のためには、駅や歩道のバリアフリー化だけではなく、高齢者等に対する理解や手助けをはじめ、自動車や自転車の違法駐車、不法放置等個人の意識に関わることも多いため、バリアフリー意識の啓発を進めます。

【第9期の方向性】

引き続き、市民のバリアフリーに対する意識向上のための取組を推進します。

基本目標 3

誰もが健康でいきいきと暮らすために、
高齢者の活躍の場と居場所を確保します

1 生きがいつくりの推進

高齢者が地域でいきいきと生活することができるよう、趣味の活動や生涯学習、社会参加などを促すための支援を行います。特に、コロナ禍で自粛されてきた各種活動の再開、活性化を支援します。

また、活動機会や情報の提供に加え、活動の拠点となる施設の維持管理及び各種活動の場を確保することにも取り組みます。

(1) 老人クラブへの支援

【取組概要】

高齢者の生きがいつくりや交流活動の場として大きな役割を担っている老人クラブの活動を支援します。

【第9期の方向性】

コロナ禍前と同等の活動が行えるよう、活動の再開支援を継続し、老人クラブ数を維持できるように地域に働きかけるとともに、加入促進を図ります。

単位：人

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
会員数	1,120	997	881	881	890	900

(2) 高齢者の生涯学習活動の支援

【取組概要】

高齢者の学習活動を支援するため、老人福祉センターで開催される講座やサークル活動、また「わかば大学塾」や「シニアパソコンカレッジ」をはじめとした生涯学習事業等の情報提供を行います。

【第9期の方向性】

今後も、継続的に講座が開催できるよう支援していきます。

また、シルバーeスポーツ・デジタル支援員を養成し、地域に派遣することで、高齢者のデジタルデバインド(情報格差)の解消に努めます。

(3) 高齢者の健康づくり・スポーツ・レクリエーション活動の推進

【取組概要】

高齢者の健康づくりとして、ラジオ体操、健康ウォーキング、シルバーeスポーツ、軽スポーツ、運動教室などが行われていますが、興味・関心のある活動に参加できるよう、引き続き各種事業の啓発を行います。

また、運動教室などが、身近な地域で気軽に開催できるよう、市民の運動指導者の育成も行います。

【第9期の方向性】

ラジオ体操や健康ウォーキングは誰でも気軽に取り組める活動であることから、引き続き、普及啓発を行います。

また、シルバーeスポーツは、身体機能が低下した方でも気軽に取り組めることから、老人福祉センターや市民センター等において普及啓発を図ります。

■シルバーeスポーツの普及啓発活動の様子



(4) 老人福祉センターの運営

【取組概要】

高齢者が健康で明るい生活を営むことができるよう、健康増進、教養の向上、語らいやレクリエーションを通じた生きがいや仲間づくりを支援します。

【第9期の方向性】

コロナ禍前と同等の事業ができるよう支援します。

また、複合施設(旧西中学校)への移転を予定しており、移転に向けた施設機能の検討を行います。

単位：人

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	31,495	41,212	41,000	41,000	41,000	41,000

2 社会参加の促進

高齢者が生きがいを持ち、いきいきと暮らせる社会を実現するために、高齢者が培った知識や経験、能力を地域において発揮できる機会の充実に取り組み、地域住民がともに支え合う地域づくりを推進し、高齢者の社会参加の促進に努めます。

(1) 高齢者の就労促進

① 高齢者への就労支援の充実

【取組概要】

シルバー人材センターと公共職業安定所(ハローワーク)、ふるさとハローワーク等が連携することにより、高齢者の雇用・就労支援の充実を図ります。

【第9期の方向性】

国の法令改正により定年延長等で高齢者の就労の選択肢が増えていることから、今後も高齢者の相談の場を周知していきます。

② シルバー人材センターの活動支援

【取組概要】

高齢者が生きがいを持ちつつ、豊かな知識や経験、能力を生かし、就労機会の確保と社会奉仕活動等への参加促進を目的として設立されているシルバー人材センターの活動を支援します。

また、高齢者等の家事援助活動による「話し相手」、「掃除」、「洗濯」など、高齢社会の相互扶助活動を支援し、介護保険サービスや在宅福祉サービスとの連携を図ります。

【第9期の方向性】

啓発・広報活動等の充実や新たな職域(職種)の開拓支援等により、会員数と業務受託件数の増加を図ることで、高齢者の就労機会の促進や交流の場の確保につなげます。

また、シルバー人材センターと連携し、基準緩和型訪問サービスAの従事者やシルバーeスポーツ・デジタル支援員を養成し、活躍の場の確保に努めます。

(2) 地域活動への参加促進

① 地域活動団体等の支援

【取組概要】

地域で主体的に活動している各種団体に対し、活動の周知や活動機会の提供、連携した取組の推進など、活動の活性化を支援します。

【第9期の方向性】

地域活動団体等の活動状況やニーズの把握に努め、状況に応じた支援の充実を図ります。

②まちづくりポイントの発行対象事業の参加促進

【取組概要】

社会貢献活動や地域活動への参加を促進することを目的に、市主催事業や市と市民との協働事業に参加した方に対し、まちづくりポイントを発行します。

【第9期の方向性】

引き続き、まちづくりポイントの発行を通じて社会貢献活動や地域活動への参加を促進します。

③ボランティア活動の推進

【取組概要】

ボランティア活動に関する情報提供や各種講座・研修の開催等を通じて、気軽にボランティアに参加することができる環境づくりを推進するとともに、ボランティアを受け入れる施設等の拡充に努めます。

【第9期の方向性】

ボランティアニーズを把握しながら、ボランティア活動に参加を希望する方と活動団体のマッチングや有償ボランティアの仕組みづくりを推進します。

④シルバーeスポーツ・デジタル支援員の養成及び地域への派遣

【取組概要】

シルバー人材センターと連携し、シルバーeスポーツの普及及びスマホよろず相談に対応するデジタル支援員を養成するとともに、市民センターや老人福祉センターなど、地域に派遣することにより、高齢者の活躍の場を広げます。

【第9期の方向性】

事業を周知しながらデジタル支援員を養成するとともに、派遣の場の拡充に努めます。

単位：回

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
派遣回数	—	—	135	243	243	243

(3) 居場所づくりの充実

【取組概要】

地域の身近な場所で介護予防や趣味の活動、食事等の交流ができる「通いの場」を設置運営する団体や個人に対して支援し、その充実を図ります。

【第9期の方向性】

通いの場について周知し、設置運営に協力いただける団体・個人を募りながら、より身近な場所で集い、交流できる拠点の拡充に努めます。

(4) 市民センターの利用促進

【取組概要】

市民センターを拠点として活動するサークルなどの主体的な活動を支援し、その活性化を図ることで、多くの人の仲間づくり、居場所づくりを促進します。

【第9期の方向性】

市民センターの利便性の向上を図り、より活動しやすい環境づくりに努めることで、利用を促進します。

基本目標 4

誰もが安心して介護サービスを受けられるようにするために、介護保険制度の安定的な運営を推進します

1 介護保険サービスの充実

(1) 居宅サービス

【取組概要】

要介護等認定者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、ケアプランに基づいた居宅サービスを提供しています。

①訪問介護（ホームヘルプサービス）

介護福祉士や訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問し、食事、入浴、排せつ等の身体介護や調理、清掃などの生活援助を行うサービスです。

単位：回/月

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	8,709	8,304	8,421	8,456	8,707	9,054

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

寝たきりなどで入浴が困難な方の居宅を訪問し、浴槽を持ち込んで入浴の介護を行うサービスです。

単位：回/月

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	137	137	86	86	90	90
予防給付	0	0	0	0	0	0

③訪問看護・介護予防訪問看護

主治医の指示に基づき、看護師などが居宅を訪問し、療養生活の支援または必要な診療補助を行うサービスです。

単位：回/月

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	1,770	1,864	2,074	2,157	2,232	2,318
予防給付	218	214	312	312	326	344

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

主治医の指示に基づき、理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問し、身体機能の維持・改善を図るためのリハビリテーションを行うサービスです。

単位：回/月

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	576	496	487	487	513	526
予防給付	69	86	93	93	93	108

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が居宅を訪問し、療養上の管理と指導を行うサービスです。

単位：人/月

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	353	380	414	430	442	458
予防給付	29	37	40	42	44	46

⑥通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターに通ってもらい、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。

単位：回/月

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	4,253	4,285	4,815	5,108	5,266	5,500

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所において、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他のリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るサービスです。

単位：人/月

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	1,470	1,512	1,562	1,594	1,649	1,712
予防給付	77	77	81	85	89	94

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホーム等に短期間入所してもらい、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。

単位：日/月

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	479	552	653	663	676	703
予防給付	8	4	5	5	5	5

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（療養型ショートステイ）

介護老人保健施設等に短期間入所してもらい、医療、看護、機能訓練、日常生活上の支援などを行うサービスです。

単位：日/月

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	59	90	138	147	147	156
予防給付	0	0	0	0	0	0

⑩福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活の自立、介護者の負担の軽減や機能訓練のため、車いすや介護ベッド等の福祉用具を貸し出すサービスです。

単位：人/月

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	742	760	789	806	833	870
予防給付	247	265	291	310	323	339

⑪特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

住み慣れた住宅で、自立した生活ができるよう、腰かけ便座や入浴補助用具等を購入した場合、その費用の一部を支給するサービスです。(上限額は10万円)

単位：人/月

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	15	12	13	14	16	16
予防給付	6	5	6	7	9	9

⑫住宅改修・介護予防住宅改修

転倒防止や自立しやすい生活環境を整えるため、自宅の手すりの取り付け、段差の解消、スロープの設置など、小規模な住宅改修費の一部を支給するサービスです。(上限額は20万円)

単位：人/月

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	9	11	13	14	15	13
予防給付	6	6	7	8	8	9

⑬特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設(有料老人ホーム、ケアハウス等)に入居している方に対して、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の支援や、機能訓練及び療養生活の支援を行うサービスです。

単位：人/月

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	110	117	146	161	172	181
予防給付	24	20	17	17	18	18

⑭居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護者等に対して指定居宅サービス等が適切に利用できるよう、心身の状態や置かれている環境、本人や家族の希望等を勘案し、介護支援専門員が居宅サービス計画を作成するとともに、サービスの提供が確実に行われるよう、指定居宅サービス事業者等との連携調整等を行うサービスです。

単位：人/月

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	1,064	1,074	1,093	1,115	1,153	1,204
予防給付	306	323	365	386	403	423

(2) 地域密着型サービス

【取組概要】

要介護等認定者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、身近な市町村で提供されるサービスです。サービスの基盤整備は市町村単位で行われ、基本的には当該市町村に居住する住民のみが利用可能となります。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通して、訪問介護と訪問看護が一体的または密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

単位：人/月

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	32	32	31	31	33	34

② 夜間対応型訪問介護

夜間の定期巡回訪問、または随時通報により訪問介護員が居宅を訪問し、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の支援を行うサービスです。

なお、第9期計画において、夜間対応型訪問介護を計画していないため、必要利用定員及びサービス量は見込みません。

③ 地域密着型通所介護（デイサービス）

小規模なデイサービスセンターに通ってもらい、食事、入浴、生活訓練などの支援や機能訓練を行うサービスです。

単位：回/月

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	1,623	1,650	1,498	1,442	1,582	1,646

④ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

認知症の利用者が、食事、入浴、排せつ等の介護、その他の日常生活の世話や機能訓練を受けることのできる認知症に特化したデイサービスです。

なお、第9期計画において、認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護を計画していないため、必要利用定員及びサービス量は見込みません。

⑤小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模な施設で、通い、訪問、短期間の泊まりを組み合わせ、介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

単位：人/月

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	50	47	52	52	54	58
予防給付	3	4	3	3	3	3

⑥認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の利用者が共同で生活し、介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

単位：人/月

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	68	64	65	67	71	72
予防給付	0	0	0	0	0	0

⑦地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模介護専用型有料老人ホーム等）

小規模な有料老人ホーム等において、食事、入浴、排泄等の日常生活上の支援や、機能訓練及び療養生活の支援を行うサービスです。

なお、第9期計画において、地域密着型特定施設入居者生活介護を計画していないため、必要利用定員及びサービス量は見込みません。

⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

小規模な特別養護老人ホームにおいて、常に介護が必要な方が、食事、入浴、排せつ等の日常生活の介護や健康管理が受けられるサービスです。

なお、第9期計画において、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を計画していないため、必要利用定員及びサービス量は見込みません。

⑨看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズの高い利用者の状態に対し「通い」、「訪問(介護・看護)」、「宿泊」を組み合わせ、多様な療養支援を行うサービスです。

単位：人/月

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	23	21	22	23	24	25

(3) 施設サービス

【取組概要】

施設サービスには、「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「介護医療院」の3種類があり、施設サービス計画に基づき、食事、入浴、排せつ等の介護や機能訓練サービスを提供しています。

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

在宅での生活が困難な方に対し、食事、入浴、排せつ等の介護サービスを提供する施設です。

単位：人/月

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	266	269	265	274	296	308

②介護老人保健施設

病気の状態が安定している方に対し、在宅復帰するためのリハビリテーション、看護を中心とした医療ケア、日常生活支援などを行う施設です。

単位：人/月

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	115	118	132	137	147	155

③介護医療院

慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

単位：人/月

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	4	7	7	8	8	9

(4) サービス基盤の整備

介護老人福祉施設及び介護老人保健施設については、これまでのサービス基盤の整備により一定程度確保されており、新たな施設整備は行わないものとします。

一方、市内に2つある小規模多機能型居宅介護の利用率は常に90%を超えており、また、看護小規模多機能型居宅介護は市内に1施設のみで、新たな利用希望者へのサービス提供が難しい状況となっています。今後、ますます医療・介護双方のニーズを有する要介護認定者が増加することが見込まれるため、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護について、それぞれ1施設(サテライト型でも可)の整備を進めることとします。

その他のサービス基盤については、埼玉県において事業登録等を行ったものを除き、サービス基盤の整備は行いませんが、給付実績や利用ニーズ等を勘案し、第10期計画に向けて整備の方向性を検討します。

施設等の種類	現況		計画値					
			令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	施設数 (か所)	定員数 (人)	施設数 (か所)	定員数 (人)	施設数 (か所)	定員数 (人)	施設数 (か所)	定員数 (人)
介護老人福祉施設	4	400	-	-	-	-	-	-
介護老人保健施設	1	108	-	-	-	-	-	-
介護医療院	0	0	-	-	-	-	-	-
特定施設入居者生活介護 (介護付き有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)	9	578	-	-	-	-	-	-
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	4	72	-	-	-	-	-	-
小規模多機能型居宅介護	2	58	-	-	-	-	1	29 ※18
看護小規模多機能型居宅介護	1	29	-	-	-	-	1	29 ※18
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	-	-	-	-	-	-	-

※サテライト型事業所の場合の定員数

2 介護保険事業費の見込み

(1) 給付費

①介護サービス給付費

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅サービス（a）	1,802,430	1,875,564	1,953,592
訪問介護	275,469	284,297	295,575
訪問入浴介護	13,308	13,945	13,945
訪問看護	124,963	129,391	134,225
訪問リハビリテーション	18,060	19,017	19,503
居宅療養管理指導	83,388	85,833	88,958
通所介護	457,629	471,718	492,435
通所リハビリテーション	171,145	176,928	183,525
短期入所生活介護	72,556	73,955	76,966
短期入所療養介護（老健）	20,446	20,472	21,597
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
福祉用具貸与	146,634	151,106	157,664
特定福祉用具購入	5,879	6,887	6,887
住宅改修	12,972	13,978	11,966
特定施設入居者生活介護	399,981	428,037	450,346
地域密着型サービス（b）	632,824	670,172	694,469
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	61,375	63,724	66,007
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	135,377	147,900	153,367
認知症対応型通所介護	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	130,343	134,502	144,750
認知症対応型共同生活介護	223,731	237,485	240,938
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	81,998	86,561	89,407
施設サービス（c）	1,430,099	1,540,998	1,614,362
介護老人福祉施設	913,711	988,295	1,029,474
介護老人保健施設	481,645	517,916	545,696
介護医療院	34,743	34,787	39,192
居宅介護支援（d）	201,351	208,163	217,222
介護給付費（a+b+c+d）	4,066,704	4,294,897	4,479,645

②介護予防サービス給付費

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅サービス（a）	114,827	120,902	127,198
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	15,130	15,820	16,709
介護予防訪問リハビリテーション	3,245	3,249	3,789
介護予防在宅療養管理指導	6,331	6,628	6,952
介護予防通所リハビリテーション	38,064	39,935	42,270
介護予防短期入所生活介護	482	483	483
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	22,395	23,338	24,536
特定介護予防福祉用具購入	2,465	3,180	3,180
介護予防住宅改修	9,083	9,418	10,428
介護予防特定施設入居者生活介護	17,632	18,851	18,851
地域密着型サービス（b）	3,067	3,070	3,070
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	3,067	3,070	3,070
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
介護予防支援（c）	22,204	23,211	24,362
予防給付費（a + b + c）	140,098	147,183	154,630

(2) 地域支援事業費

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防・日常生活支援総合事業費（a）	196,369	207,510	226,488
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業（b）	127,215	130,920	131,339
包括的支援事業（社会保障充実分）（c）	11,033	10,949	12,186
地域支援事業費（a + b + c）	334,617	349,379	370,013

(3) 特別給付費（市独自事業）

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
紙おむつ給付事業	5,386	5,925	6,518

(4) 標準給付費等の見込み

単位：円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
標準給付費見込み額 (A)	4,423,335,802	4,666,988,281	4,868,790,325	13,959,114,408
総給付費	4,206,802,000	4,442,080,000	4,634,275,000	13,283,157,000
特定入所者介護サービス費等給付費	96,745,376	100,168,348	104,503,280	301,417,004
高額介護サービス費等給付費	99,864,066	103,755,268	108,122,845	311,742,179
高額医療合算介護サービス費等給付費	17,000,000	17,950,985	18,727,840	53,678,825
算定対象審査支払手数料	2,924,360	3,033,680	3,161,360	9,119,400
地域支援事業費 (B)	334,617,000	349,379,000	370,013,000	1,054,009,000
特別給付費 (市独自事業) (C)	5,386,000	5,925,000	6,518,000	17,829,000
合計 (A+B+C)	4,763,338,802	5,022,292,281	5,245,321,325	15,030,952,408

(5) 介護保険財政の仕組み

① 保険給付費の負担割合

	国	県	市	第1号被保険者	第2号被保険者
施設等給付費	20%	17.5%	12.5%	23%*	27%
施設等給付費・特別給付費を除く保険給付費	25%	12.5%	12.5%	23%*	27%
特別給付費	—	—	—	100%	—

※国から交付される調整交付金の交付率により、実質の負担割合は変化します。

② 地域支援事業費の負担割合

	国	県	市	第1号被保険者	第2号被保険者
介護予防・日常生活支援総合事業	25%	12.5%	12.5%	23%*	27%
包括的支援事業、任意事業	38.5%	19.25%	19.25%	23%	—

※国から交付される調整交付金の交付率により、実質の負担割合は変化します。

(6) 介護保険料の段階設定等

第9期計画期間における介護保険料の所得段階を16段階とし、各段階の保険料率を以下のとおり設定します。

段階	保険料率	対象者
第1段階	0.285	生活保護受給者及び市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 市民税非課税世帯で本人の年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の者
第2段階	0.485	市民税非課税世帯で本人の年金収入と合計所得金額の合計が120万円以下の者
第3段階	0.685	市民税非課税世帯で本人の年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える者
第4段階	0.85	世帯課税で本人非課税、かつ本人の年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の者
第5段階	1.00	世帯課税で本人非課税、かつ本人の年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える者
第6段階	1.15	本人市民税課税で合計所得金額が120万円未満の者
第7段階	1.25	本人市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の者
第8段階	1.35	本人市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の者
第9段階	1.45	本人市民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満の者
第10段階	1.55	本人市民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満の者
第11段階	1.65	本人市民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満の者
第12段階	1.75	本人市民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満の者
第13段階	1.85	本人市民税課税で合計所得金額が720万円以上800万円未満の者
第14段階	1.95	本人市民税課税で合計所得金額が800万円以上900万円未満の者
第15段階	2.05	本人市民税課税で合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の者
第16段階	2.15	本人市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の者

(7) 介護保険料基準額

第9期計画期間における介護保険料基準額(第5段階)は、次のとおりとなります。

単位：円

第9期介護保険料基準額	月額	年額
	4,850	58,200

(8) 将来的な保険料水準等の見込み

サービスの種類ごとの見込み量及びそのために必要な保険料水準について、令和22年度までの中長期的な推計は以下のとおりです。

①介護サービス給付費の推計

単位：千円

	令和12年度	令和17年度	令和22年度
居宅サービス（a）	2,323,833	2,657,028	2,689,205
訪問介護	352,928	404,844	410,235
訪問入浴介護	17,808	20,297	20,297
訪問看護	161,392	183,198	183,996
訪問リハビリテーション	24,492	27,829	28,839
居宅療養管理指導	106,270	121,403	123,069
通所介護	567,381	646,271	645,435
通所リハビリテーション	223,886	253,913	255,522
短期入所生活介護	93,524	107,536	110,920
短期入所療養介護（老健）	24,575	29,805	30,929
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
福祉用具貸与	191,683	219,074	221,699
特定福祉用具購入	6,803	7,888	8,275
住宅改修	15,383	18,532	18,532
特定施設入居者生活介護	537,708	616,438	631,457
地域密着型サービス（b）	831,849	960,173	969,923
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	80,539	95,072	98,740
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	187,266	211,974	211,380
認知症対応型通所介護	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	172,889	199,487	198,784
認知症対応型共同生活介護	287,717	334,843	338,569
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	103,438	118,797	122,450
施設サービス（c）	1,835,428	2,140,666	2,233,675
介護老人福祉施設	1,117,796	1,296,352	1,358,888
介護老人保健施設	660,970	774,588	800,655
介護医療院	56,662	69,726	74,132
居宅介護支援（d）	262,321	297,399	297,034
介護給付費（a+b+c+d）	5,253,431	6,055,266	6,189,837

②介護予防サービス給付費の推計

単位：千円

	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度
居宅サービス (a)	146,145	162,712	153,132
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	19,275	20,951	20,061
介護予防訪問リハビリテーション	4,604	5,144	4,604
介護予防在宅療養管理指導	8,303	9,076	8,626
介護予防通所リハビリテーション	49,847	55,028	52,631
介護予防短期入所生活介護	483	965	483
介護予防短期入所療養介護 (老健)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	28,878	31,727	30,195
特定介護予防福祉用具購入	2,783	3,101	3,101
介護予防住宅改修	10,428	12,782	11,438
介護予防特定施設入居者生活介護	21,544	23,938	21,993
地域密着型サービス (b)	4,094	5,117	4,094
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	4,094	5,117	4,094
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
介護予防支援 (c)	28,854	31,559	29,945
予防給付費 (a + b + c)	179,093	199,388	187,171

③標準給付費等の推計

単位：円

	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度
標準給付費見込み額 (A)	5,707,411,428	6,567,307,372	6,691,793,445
総給付費	5,432,524,000	6,254,654,000	6,377,008,000
特定入所者介護サービス費等給付費	123,222,748	141,870,638	144,645,923
高額介護サービス費等給付費	125,956,920	141,295,328	140,190,442
高額医療合算介護サービス費等給付費	21,958,240	25,281,286	25,775,840
算定対象審査支払手数料	3,749,520	4,206,120	4,173,240
地域支援事業費 (B)	410,848,747	449,447,765	437,093,821
特別給付費 (市独自事業) (C)	7,821,600	9,385,920	8,473,400
合計 (A + B + C)	6,126,081,775	7,026,141,057	7,137,360,666

④保険料基準額の推計

単位：円

	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度
保険料基準額 (月額)	6,254	6,992	7,442

3 介護給付の適正化等の推進

(1) 介護給付適正化対策事業

介護給付の適正化は、利用者が必要とする介護サービスを、事業者が適切に提供するように促すものです。適切な介護サービスの提供と、その結果として不適切な給付が削減されることは、介護保険制度の信頼を高め、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築を図るものとなります。

これまで介護給付適正化については、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査」、「医療情報との突合・縦覧点検」及び「介護給付費通知」を主要5事業として位置づけて、各保険者はその実施に取り組んできましたが、第9期計画期間からは、3つの事業に再編することとなりました。

本市においては、再編後の「要介護認定の適正化」、「ケアプラン点検」及び「医療情報との突合・縦覧点検」の3事業全てを実施することとしますが、今回の再編で費用対効果が見込みづらいとの理由から任意事業となった「介護給付費通知」は、本市では実施しないこととします。

① 要介護認定の適正化

【取組概要】

公正・公平な要介護認定の実施のため、すべての認定調査票の内容を市職員が点検します。

【第9期の方向性】

引き続き、すべての認定調査票の内容を市職員が点検します。また、認定調査員の資質向上のため、埼玉県等が実施する研修会への参加を推進し、認定調査の平準化を図ります。

単位：件/年

	実績値(R5は見込み)			計画値		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
点検件数	2,324	2,457	2,790	全件	全件	全件

②ケアプラン点検

ア ケアプランの点検

【取組概要】

介護支援専門員が作成したケアプランが適切なものであるかを介護支援専門員とともに検証し、ケアマネジメントが適切かつ効果的に行われているかを評価及び指導します。

【第9期の方向性】

点検後にケアプランの見直しに至ったケースを分析し、必要に応じて居宅介護支援事業所の介護支援専門員と情報を共有しながら、ケアプランの質を高めていきます。

単位：件/年

	実績値(R5は見込み)			計画値		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
ケアプラン点検件数	75	91	70	80	80	80

イ 住宅改修の点検

【取組概要】

事前申請の書類確認の段階において、介護支援専門員等から詳細な内容を確認することにより、不適切な工事が実施されないようにします。

また、適切な工事であるかの判断が困難なケースや解釈に疑義が生じたケースについては、事前訪問調査や事後確認を実施します。

【第9期の方向性】

不適切な事案及び疑義が生じる事案については、引き続き訪問調査を行い、状況により専門部署と連携を行います。

単位：件/年

	実績値(R5は見込み)			計画値		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
訪問件数	1	1	1	適宜	適宜	適宜

ウ 福祉用具購入・貸与調査

【取組概要】

福祉用具の購入については、ケアプランチェックや住宅改修との関連性を確認することにより、不適切な購入がないか確認します。

また、軽度対象者への対象外品目の貸与については、事前に「利用意向調査書」の提出を求め、利用者の状態を1年に1回は訪問調査等により確認し、その適否を判断します。

【第9期の方向性】

原則、訪問調査としつつ、状態の変わらない方の更新申請等は、認定調査書や介護支援専門員等からの聞き取りにより判断することで対応します。

単位：件/年

	実績値(R5は見込み)			計画値		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
訪問件数	21	22	20	15	15	15

③医療情報との突合・縦覧点検

【取組概要】

後期高齢者医療保険と国民健康保険の入院情報等と介護保険給付情報を突合し、日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。また、受給者ごとに複数月にまたがる支払い情報を確認し、提供されたサービスの整合性を確認します。

【第9期の方向性】

マニュアルを作成するとともに、点検日を設定し、定期的な点検を継続できるようにします。

単位：件/年

	実績値(R5は見込み)			計画値		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
医療突合件数	4,762	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
縦覧点検件数	1,407	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

(2) 介護保険事業の円滑な運営

①適切な要介護（要支援）認定の実施

【取組概要】

要介護(要支援)認定は、認定調査員の家庭訪問等による調査票と主治医の意見書により、鶴ヶ島市介護認定審査会で審査・判定します。

認定調査員及び審査会委員に対して十分な研修・指導を行い、公正公平な認定調査と審査会運営に努めるとともに、体制の整備を図ります。

【第9期の方向性】

適正な認定結果が得られるよう、引き続き、認定調査員や審査会委員の研修などにより、公正公平な認定調査と審査会運営に努めます。

②介護サービス等の情報提供

【取組概要】

介護を必要とする方が円滑に事業者を選択し、必要なサービスを受けることができるよう、介護サービスに関するパンフレットの配布や市のホームページへの掲載など、様々な方法で情報提供に努めていきます。

また、埼玉県等との連携により、介護サービス情報を利用者が活用できるように提供していきます。

さらに、地域包括支援センターの業務内容、地域支援事業及び地域で行われている生活支援サービス等に関する情報提供も行っていきます。

【第9期の方向性】

引き続き、窓口及び市ホームページなど多様な機会・媒体を通じて、介護保険制度や高齢者福祉サービスに関する情報提供を継続的に行います。

③事業所の指導監督に関する取組等

【取組概要】

利用者に適切な介護サービスが提供できるよう、市が指定する居宅介護支援事業者及び地域密着型サービス事業者等に対して、資質の向上を目的に定期的に集団指導、運営指導を実施します。

【第9期の方向性】

引き続き、定期的な集団指導及び運営指導を行い、事業所職員の資質向上及び不適切な給付の防止につなげます。

4 安定的な事業所運営に向けた支援

(1) 介護人材の確保に向けた支援

【取組概要】

埼玉県や介護事業所等と連携し、介護事業者と就職希望者をつなぐ機会の充実や従事者が働きやすい環境づくりを促進し、市内で介護に従事する人材の確保及び育成に努めます。

また、介護職に対する理解を促すための広報・啓発や介護体験機会の創出等を通じて、介護を仕事にしたいと希望する人を増やすための取組を推進します。

【第9期の方向性】

引き続き埼玉県や関係機関と連携し、介護の仕事相談会や研修の実施、介護事業所との交流会等により、市内で働きたいと思える環境づくりや支援を推進します。

(2) 事業継続に向けた支援

【取組概要】

感染症や自然災害が発生した場合でも、介護サービスが安定的・継続的に提供できるよう、関係課や埼玉県、関係団体と連携して介護事業所の感染防止対策を支援するとともに、災害や感染症の発生時に備えた平時からの事前準備、災害・感染症発生時の関係機関・事業者間の連携体制の構築を図ります。

【第9期の方向性】

各事業所が策定する業務継続計画(BCP)の運用・見直しや研修・訓練の実施に関する情報提供等の支援を行います。

(3) 業務効率化等の支援

【取組概要】

介護現場におけるICTの活用に向けた支援や文書に係る負担軽減など、業務の効率化を推進します。

【第9期の方向性】

介護現場のニーズ等の把握に努め、ニーズに応じた支援内容を検討します。

